2026年11月13日

各　位

会 社 名　　株式会社フォーシーズＨＤ
代表者名　　代表取締役社長　　松野　博彦
（コード番号　3726　スタンダード市場）
問合せ先　　取締役ＣＦＯ　　浦　　太介
（TEL. 092-720-5460）

株式会社翔舞建設との基本合意書締結についてのお知らせ

当社は、2026 年11月13日開催の取締役会において、低圧太陽光発電所事業の推進を目的として株式会社翔舞建設（以下「翔舞建設社」といいます。）と低圧太陽光発電事業所にまつわる基本合意書（以下「本合意」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．本合意の目的

我が国においては、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大が重要な課題となっており、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー電源の継続的な活用が求められております。一方、再生可能エネルギー事業の持続的な発展に向けては、新規発電所の開発に加え、既存の発電設備を有効に活用し、適切な運営主体のもとで継続的に稼働させていくことも重要となります。

こうした環境のもと、当社グループが保有する低圧太陽光発電所について、翔舞建設社との連携を通じて段階的な譲渡を検討することは、既存の再生可能エネルギー発電設備の流通を促進し、その有効活用を図る取組みの一環となります。当社グループは、本合意を通じて、既存発電設備の活用機会を広げるとともに、再生可能エネルギーの普及及び脱炭素社会の実現に向けた取組みに貢献することを目指してまいります。

当社グループは、再生可能エネルギー事業を成長分野の一つとして位置付け、太陽光発電案件をはじめとする事業機会の創出及び事業基盤の拡充に取り組んでおります。再生可能エネルギー事業においては、発電所の開発や取得に加え、案件ごとの事業性、権利関係、設備状況及び売電条件等を踏まえた適切な事業運営と、保有資産の有効活用を組み合わせることが、持続的な事業成長に向けた重要な要素となります。当社グループでは、こうした観点から、保有する発電所の活用方法や取引機会について検討を進めており、今回、複数の低圧太陽光発電所を対象として、翔舞建設社との継続的な取引を目的とした基本合意に至りました。

本合意では、当社及び当社子会社が保有する低圧太陽光発電所を翔舞建設社が取引開始日から3年間で、１KW あたり単価 145 千円にて合計 100 物件の購入を推進するための包括的な基本合意となっております。複数物件を対象とした中長期的な取引の枠組みを設けることで、個々の案件ごとの単発的な取引にとどまらず、一定期間にわたって継続的に取引機会を検討できる関係を構築してまいります。なお、同日に発表している「特別損失の計上並びに通期連結業績予想と今期実績値との差異」でも記載のとおり、当社が開発する低圧太陽光発電所については、工場代金前渡金を既に特別損失として計上しております。本合意に基づく低圧太陽光発電所の売却においては１KW あたり 145 千円に当社保有１物件あたり 95.94KW を乗じた約 1,390 万円が１物件あたりの売上となる見込みです。この内先述のとおり、工事代金前渡金（1 物件あたり約 750 万円）については、既に計上済であり、ここから工事完成時の残代金約 260 万円及び手数料等を差し引いた金 800 万～1,000 万程度が１物件あたりの利益額と想定しております。上記の事業モデルに基づき、対象となる 100 物件すべてについて同様の条件で事業化が進んだ場合、合計約８億円～10 億円の利益の計上につながる可能性があります。

一方、翔舞建設社にとっても、複数の発電所を継続的に検討・取得する機会を確保することにつながります。両社が物件ごとの情報や条件を確認し、個別の取引を積み重ねていくことで、継続的な売買取引の実現に向けた連携強化が期待されます。当社グループは、こうした連携を通じて、保有資産の有効活用と再生可能エネルギー事業における取引機会の拡充を図るとともに、今後の事業展開に向けた経営資源の活用を進めてまいります。

２．契約の内容

項目	内容
対象物件	当社子会社であるファンタスティックフォー第 1 号合同会社が保有する低圧太陽光発電所のうち、個別に合意する物件。
購入目標	本合意締結日から 3 年間で合計 100 物件
予定購入価格	DC 設置容量 1kW 当たり 145,000 円（税別、土地負担金込）を基準とする
取引方法	各物件についてデュー・デリジェンス（DD）を実施し、その結果及び個別条件の合意を踏まえ、当社を売主、翔舞建設社を買主とする個別売買契約を締結する方針
購入条件	権利関係、法令・許認可、FIT 等の認定・売電条件、発電実績及び設備状態等の確認、必要な許認可・承諾の取得並びに個別条件の合意等を前提とする
留意事項	100 物件の購入及び個別売買契約の締結が確約されるものではなく、各物件の取得時期及び取引条件は個別に協議・決定する

３．相手先概要

（1）名称	株式会社翔舞建設	
（2）所在地	埼玉県川口市安行原 1083 番地 20	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　和泉 翔太	
（4）事業内容	土木造成工事業務 太陽光発電設備設置工事業務 太陽光発電設備電気工事業務 太陽光発電メンテナンス業務	
（5）資本金	500 万円	
（6）設立年月	2024 年 10 月 1 日	
（7）上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

大株主及び持ち株比率、最近３年間の経営成績及び財政状態は相手方の要望により、非開示とさせていただきます。

４．今後の見通し

本合意に基づく取引については、本合意日 から 3 年間で、合計 100 物件の購入を目標としております。今後、対象となる各物件について、権利関係、法令・許認可、FIT 等の認定・売電条件、発電実績、設備状態及び財務・税務等に関するデュー・デリジェンスを実施し、その結果を踏まえながら、取得対象、取得時期及び個別の取引条件について協議を進めてまいります。

当社グループとしては、本合意を通じて複数の発電所に関する継続的な取引機会を確保し、個別案件の状況に応じた資産活用を進めることで、再生可能エネルギー事業の基盤強化及び事業運営の選択肢の拡充を目指してまいります。また、今後の取引の進捗や事業環境等を踏まえ、当社グループの経営資源を有効に活用しながら、同事業の持続的な成長につなげてまいります。本合意に伴う当社グループの業績への影響については、今後の具体的な取引条件及び進捗状況等を踏まえて精査し、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上